

市民環境



国際交流員による国際理解講座

市 民 環 境

1 国 際 交 流

本市は、国際化社会への的確な対応を図るため、昭和61年から中高校生の海外派遣、市職員の海外派遣研修、中国山東省徳州市との都市間交流の推進、語学指導等を行う外国青年招致事業の実施、英語・中国語・韓国語観光パンフレットの作成、英語・中国語生活ガイドブックの作成、国際交流基金の設置(平成3年4月設置)、外国人のための日本語教室、外国人対応窓口の開設(平成23年4月開設)などの施策を推進してきた。

また、外国人の増加に伴い、在住外国人との多文化共生に重点をおいた「新居浜市国際化基本計画」を平成20年度に策定し、市民活動団体や地域などと共に国際化を進める体制づくり、外国人の生活支援や人権教育を含めた国際理解教育を推進してきた。

令和2年度に「新居浜市国際化基本指針」を策定し、これまでの国際化の取組を継承・発展させながら外国人が暮らしやすい多文化共生のまちづくりを目指すための方向性を示した。

また、令和7年度には指針に基づく取組の評価・中間見直しを行い、指針の改訂を行った。

徳州市との交流の経過

年 月	交 流 内 容
昭和61年7月	『日中友好の翼』ニイハマ訪中団の訪問 ・企業視察、ホームステイ等を実施
昭和61年10月	徳州地区総合経済視察団の来新 ・住友企業、小中学校、農業施設等を視察
平成元年10月	徳州市文化交流団の来新 ・中国書道展の開催
平成3年4月	新居浜徳州友好視察団の訪問 ・今後の総合的な交流のあり方を協議
平成3年7月	徳州地区文化交流訪日団の来新 ・徳州地区の伝統工芸である黒陶の展示及び篆刻の実演
平成3年10月	徳州地区友好視察団の来新 ・市内企業、公共施設、太鼓まつり等を視察見学
平成4年5月	第3次新居浜・徳州友好訪中団の訪問 ・徳州地区の文化、市民生活、産業経済等の視察を行い、友好親善を図り、今後の両地区の交流の可能性を探る。
平成4年7月～8月	徳州地区友好視察団の来新 《平成4年7月27日》 ・新居浜市と徳州地区の友好交流関係の締結 ・新居浜市立中萩小学校と徳州市東方紅路第一小学校、新居浜市立中萩中学校と徳州市第十中学校との友好校の締結
平成4年7月～8月	徳州雑技団新居浜公演の実施 ・市制55周年を記念して行われ、入場者は約26,000人を数えた。

(1) 都市間交流

中国山東省徳州市との交流

徳州市との交流は、昭和60年6月、中萩公民館友好訪中団が徳州市を訪問した時、徳州市長に対する新居浜市長のメッセージを託したことから始まった。その後の経過は別表(徳州市との交流の経過)のとおり。

東南アジア地域との交流

ベトナム社会主義共和国ホイアン市については、令和5年以降、相互訪問を実施するなど友好関係の発展に取り組んできた。インドネシア共和国クブラヤ県についても、令和4年に訪問を行い、文化、教育、スポーツを通じた交流事業を実施した。

(2) 新居浜市国際交流協会

平成31年3月、地域に根ざした国際理解及び国際交流に関する活動を通じて、市民の国際化意識の向上を図り、社会の発展に寄与することを目的に設立された。日本人と外国人の相互理解と交流促進のための各種イベント、国際化に関する多言語での情報発信、外国人相談窓口の開設、日本語学習支援、外国語講座の実施など各種事業を行っている。

年 月	交 流 内 容
平成5年6月	徳州地区経済視察団の受け入れ ・市内企業の視察、今後の経済交流について協議
平成5年7月～8月	小中学生相互交流事業 ・相互の小中学生が交流を行い、友好を深める。
平成6年5月	新居浜商工会議所徳州地区経済視察団の訪中 ・今後の双方の経済交流等について協議
平成6年8月～9月	徳州地区テレビ放送視察団の受け入れ ・新居浜テレビネットワーク、放送局等の視察研修
平成7年7月	徳州市友好視察団の来新 ・市内の行政、教育、文化、企業等の施設を視察し、友好親善を図り、今後の交流の方向を協議
平成7年8月	徳州市研修生の受け入れ ・新居浜商工会議所が窓口となり、市内の各企業で1年間研修
平成8年9月	第4次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の友好関係をさらに発展させるとともに文化・教育・産業・経済各分野の視察を行う。
平成9年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市との友好都市締結(平成9.11.11)を行った。
平成10年9月	第5次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成11年10月	徳州市友好視察団の来新 ・市内、県内の文化施設、観光施設等を視察
平成12年6月	第6次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、国際ボランティアの育成や文化交流事業の積極的推進など、国際化をリードする人材の育成と異文化理解の増進、世界に開かれた地域社会づくりを進めるための情報交流を行う。
平成13年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業の視察及び情報交流を行う。
平成14年9月	第7次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解を深めるとともに、「日中国交正常化30周年」記念文化交流事業へ参加し、今後の多様な交流に向けた人材の育成と異文化理解の増進に向けての情報交流を行う。
平成15年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業の視察及び市内経済団体との交流を行う。
平成16年9月	第8次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成17年11月	徳州市友好視察団の来新 ・徳州市研修生受入企業を含む市内企業及び公共施設、体育文化施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成18年5月	第9次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成19年11月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行うと共に、華道教室の見学等日本文化に触れていただく。
平成20年9月	第10次新居浜・徳州友好訪中団 ・両市の相互理解をさらに深化させるとともに、文化・教育・経済・スポーツ・芸術など幅広い分野の多様な交流に向けての情報交流を行う。
平成21年9月	徳州市友好視察団の来新 ・市内企業及び公共施設等の視察並びに市内経済団体との交流を行う。
平成23年11月	第11次新居浜・徳州友好訪中団 ・「民間レベルでの交流のきっかけづくり」と位置づけ、教育機関との交流、太陽光エネルギー施設の視察などにより、今後、学生や若者、民間企業団体などが主体となった交流に繋げるとともに、両市の友好関係の継続発展を目指す。
令和6年5月	徳州市代表団の来新 ・市内公共施設等の視察及び交流を行う。

2 市 民 活 動

地方分権が進む中、「住民自治」の実現は、地方自治体の将来を左右する重要課題の一つである。市民自らがまちづくりの担い手として、まちの将来ビジョンを描き、それに向けた行動に取り組むための体制整備が必要である。

さまざまな分野において活発化する、NPOなど数多くの公益的な市民活動を、その自主性や自立性を尊重しながら支援し、協働環境の整備に取り組んでいる。

令和2年度に策定した地域コミュニティ基本指針に基づき、多様で豊かな地域づくりに向けて、幅広い市民参画のもと、地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政等による協働のまちづくりと地域コミュニティの充実を進める。

(1) 新居浜市公共施設愛護事業

市民(団体・個人)と行政が合意書を取り交わし、市民が道路、河川、公園、海岸等の公共施設を我が子のように愛情を持って美化活動等を行うボランティア制度として、平成15年9月に施行した。

令和8年4月1日現在、110組(86団体・24個人)と合意書を取り交わし、参加人数は4,751人、施設別内訳は道路60件、公園・緑地54件、河川・水路18件、海岸2件、文化財2件、全般1件である。

(2) 市民活動サロンの運営

平成18年7月に設置した新居浜市まちづくり協働オフィスが令和4年3月をもって休館となった。令和4年度からは、市民活動団体が自由に交流や情報交換する場を提供することにより、地域課題を自らの問題として主体的に活動する団体を支援するとともに、他の市民団体や企業、行政との連携を促進し、豊かな市民社会づくりの推進を図ることを目的とした、「市民活動サロン」を開設している。

〈市民活動サロンでできること〉

- (ア) ミーティングスペースの利用
- (イ) コピー機、印刷機等の使用(有料)
- (ウ) 機器の貸出し

(3) 自治会

自治会については、地縁による任意団体であるが、防災・防犯・交通安全などの安全安心機能、環境整備機能、行政連絡調整機能などを有するなど地域にとって欠かせない住民自治組織である。しかしながら、近年個人の価値観の多様化などから自治会離れが進んでおり、財政基盤の弱体化・加入率の低下などが喫緊の課題となっている。そのため、地域コミュニティの再生に向け、平成26年度より新たな交付金制度の創設や、防犯灯電気料金の市負担(一部自治会負担)により、自治会の財政負担軽減を図るとともに防犯灯のLED化を進め、安全安心のまちづくりを推進している。今後も連合自治会への交付金などの財政支援を行うとともに連携を図りながら自治会加入率の向上を図り、「協働まちづくり」「自立・連携のまちづくり」を推進するため、地域コミュニティの活性化に努める。

ア 結成状況

(各年1月1日 現在)

区分 \ 年	令和4	5	6	7	8
校区連合自治会数	18	18	18	18	18
単位自治会	300	300	299	296	296
加入世帯総数	32,576	31,463	30,626	29,247	28,098
総世帯数	56,219	56,174	56,155	56,101	55,918
自治会世帯加入率(%)	57.9	56.0	54.5	52.1	50.2
認可地縁団体数	63	64	64	65	66

イ 各種補助

(単位：千円)

区 分		補 助 率	補助限度額 (7.4.1 現在)	補 助 金 助 成 件 数 及 び 助 成 額					
				令和 5 年度		6 年度		7 年度	
				件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
集会所施設	新 築	工事精算額の 5 分の 3 以内	20,000	—	—	—	—	1	20,000
	増 築 及 び 修 繕	工事精算額の 2 分の 1 以内	600	32	6,650	20	7,130	24	7,342
放送設備等	新 設	工事精算額の 2 分の 1 以内	250	2	264	—	—	1	189
	増 築 及 び 修 繕	工事精算額の 2 分の 1 以内	130	16	884	10	735	4	335
	ア ン プ	新設及び増設	200	4	276	6	346	2	71
		修 繕	100						
防犯灯	新 設 ・ 移 設 (LEDのみ対象)	工事精算額の 2 分の 1 以内	15	26	472	22	633	15	250
	支柱の更新・修繕	工事精算額の 2 分の 1 以内	25	2	50	6	147	2	210

ウ 地域コミュニティ再生事業交付金

(令和 7 年度)

区 分	交付金	摘 要
防 犯 灯 維 持 管 理 事 業	15,139,427 円	防犯灯電気料金 既存分 14,112,527 円 新設分 1,026,900 円
新 居 浜 市 連 合 自 治 会 活 動 事 業	444,003 円	研修事業、金婚式表彰事業 自治会加入促進事業
新 居 浜 市 広 報 活 動 等 事 業	19,336,420 円	単位自治会 @ 600×28,098世帯
		校区連合自治会 @ 50×27,074世帯
		市連合自治会 @ 40×28,098世帯
ご み 減 量 化 等 啓 発 事 業	415,450 円	@ 10×41,545世帯
コ ミ ュ ニ テ ィ 活 性 化 事 業	11,587,696 円	意欲のある地域で取り組むソフト事業
連 合 自 治 会 理 事 活 動 事 業	2,160,000 円	連合自治会理事実費弁償費
計	49,082,996 円	

(4) 地域運営組織

住民主体のまちづくりと持続可能な暮らしを実現するため、宮西校区及び中萩校区において、令和 3 年度及び 4 年度の 2 か年で協議会型地域運営組織モデル事業を実施し、地域の現状、課題、目標や施策等を取りまとめた「地域まちづくり計画」の策定作業を行うとともに、地域内の様々な団体が連携協力し、地域課題の解決に向けた組織づくりに取り組み、令和 5 年 3 月に新たな地域運営組織が設立された。

地域運営組織数 1 組織 (令和 8 年 4 月 1 日現在)

(5) 出前講座

本市のまちづくりの現状や今後の展開について市内に在住、通勤・通学している 10 人以上の団体を対象にして、市の担当者が説明者となって情報を提供し、市民と行政が協働で取り組むまちづくりを推進するため、平成 10 年度から事業を開始した。

平成 14 年度からは「行政編」に加えて「公共機関・公益企業編」、「市民・団体編」とメニューを拡充した。

令和 7 年度開催件数は 316 件、参加人員は約 13,405 人となっている。

3 消費生活

急速に変容する経済社会において、健全で豊かな消費生活の実現を図ることが重要な課題であるため、消費者安全法の施行に伴い平成22年4月に「消費生活センター」を設置した。関係機関が相互に連携して消費生活のあり方を考え、賢い消費者、自立する消費者を目指す。

(1) 消費生活モニター制度

消費生活の安定と向上を図るため、消費者から直接意見を聴取し、要望、苦情等の情報を把握して市民生活に直結した消費者行政を推進するため、消費生活モニター制度を昭和47年から実施している。

令和7年度モニター8人で実施

(2) 消費生活の改善対策

消費生活に必要な正しい情報提供、消費者教育の推進を重要施策に、市民総ぐるみの各種事業を実施している。

ア 消費者情報の提供

市のホームページ、SNS等を通して、市民への情報を提供しているほか、市政だよりに「消費生活センター通信」を隔月掲載している。

イ 出前講座の実施

消費者の陥りやすい悪質商法の手口、対策方法等を講演し、一人一人が解決できる力をつけてもらえるように、出前講座を実施している。

ウ 家庭用品等立入検査

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業所等の立入検査を実施している。

エ 消費者被害防止のための見守り活動

新居浜市消費者安全確保地域協議会を設置し、地域の見守りネットワークで高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止を図る。

(3) 消費生活相談

商品やサービスなどに関する消費者からの苦情や問合せに対応するため、昭和51年度から本事業を実施しており、昭和55年度からは専門相談員を配置し、消費者被害の未然防止と早期解決に努めている。

相談件数

年 度	令和3	4	5	6	7
件 数	746	747	670	656	693

(4) 適正な計量の実施

ア 特定計量器の定期検査

商店や病院などで取引や証明に使用しているはかりについて、定期検査を実施している。

イ 計量関係事業者への立入検査

スーパーや工場などの計量関係事業者に対して立入検査を実施し、使用中の計量器や商品の内容量などについて検査を実施している。

ウ 計量思想の普及啓発

11月の計量強調月間を中心にロビー展及び一日計量巡視などの諸事業を実施し、計量思想の普及啓発に努めている。

4 地域改善対策

(1) 住宅新築資金等貸付事業

対象地域の居住環境の整備改善を図るため、新築、宅地及び改修に用する資金貸付者に対し、貸付金の償還事務を行っている。

ア 貸付事業実績

区 分	年 度	昭和48年度～平成7年度	
		件 数	金 額
新 築 資 金		215	1,197,800 千円
宅地取得資金		123	508,300
改 修 資 金		308	606,240
合 計		646	2,312,340

イ 貸付金回収状況

(R8.3.31 現在・単位：千円)

年度	調 定 額			収 入 額			不 納 欠 損 額			未 収 入 額		
	元金	利子	計	元金	利子	計	元金	利子	計	元 金	利 子	計
48～63	850,760	287,543	1,138,303	685,184	230,922	916,106				165,576	56,621	222,197
平成元	133,628	38,519	172,147	82,580	23,751	106,331				51,048	14,768	65,816
2	149,568	40,743	190,311	86,097	22,959	109,056				63,471	17,784	81,255
3	155,381	43,420	198,801	85,050	24,304	109,354				70,331	19,116	89,447
4	159,356	43,932	203,288	80,310	23,251	103,561				79,046	20,681	99,727
5	173,648	44,922	218,570	86,258	23,124	109,382				87,390	21,798	109,188
6	180,046	45,296	225,342	86,213	22,239	108,452				93,833	23,057	116,890
7	187,197	45,341	232,538	85,226	20,595	105,821				101,971	24,746	126,717
8	185,556	45,251	230,807	76,630	19,722	96,352				108,926	25,529	134,455
9	189,320	44,259	233,579	82,199	19,353	101,552				107,121	24,906	132,027
10	180,958	41,929	222,887	71,506	15,817	87,323				109,452	26,112	135,564
11	192,660	41,306	233,966	80,085	14,626	94,711				112,575	26,680	139,255
12	197,028	40,212	237,240	80,139	12,436	92,575				116,889	27,776	144,665
13	219,847	39,024	258,871	101,067	10,612	111,679				118,780	28,412	147,192
14	195,221	37,759	232,980	71,628	8,562	80,190				123,593	29,197	152,790
15	182,439	37,093	219,532	52,350	6,452	58,802				130,089	30,641	160,730
16	186,336	37,373	223,709	48,708	5,297	54,005				137,628	32,076	169,704
17	190,008	37,204	227,212	46,095	4,256	50,351				143,913	32,948	176,861
18	178,378	37,272	215,650	26,978	3,283	30,261				151,400	33,989	185,389
19	178,573	37,597	216,170	20,979	2,642	23,621				157,594	34,955	192,549
20	181,954	37,919	219,873	22,319	2,450	24,769				159,635	35,469	195,104
21	183,115	37,835	220,950	19,534	1,898	21,432				163,581	35,937	199,518
22	179,953	37,792	217,745	16,533	1,772	18,305				163,420	36,020	199,440
23	179,337	37,452	216,789	22,739	3,322	26,061				156,598	34,130	190,728
24	165,863	35,207	201,070	9,066	1,507	10,573				156,797	33,700	190,497
25	166,998	34,461	201,459	11,997	2,038	14,035				155,001	32,423	187,424
26	162,538	32,932	195,470	8,441	1,425	9,866				154,097	31,507	185,604
27	159,251	31,832	191,083	11,514	2,888	14,402				147,737	28,944	176,681
28	150,819	29,139	179,958	6,016	1,404	7,420	2,438	209	2,647	142,365	27,526	169,891
29	144,535	27,633	172,168	6,375	1,684	8,059	2,002	133	2,135	136,158	25,816	161,974
30	137,367	25,862	163,229	5,394	1,274	6,668	7,690	1,852	9,542	124,283	22,736	147,019
令和元	124,759	22,753	147,512	8,108	1,401	9,509	537	12	549	116,114	21,340	137,454
2	116,359	21,343	137,702	6,298	1,125	7,423	1,404	97	1,501	108,657	20,121	128,778
3	108,657	20,121	128,778	4,996	896	5,892	0	0	0	103,661	19,225	122,886
4	103,661	19,225	122,886	5,487	765	6,252	0	0	0	98,174	18,460	116,634
5	98,174	18,460	116,634	4,746	523	5,269	0	0	0	93,428	17,937	111,365
6	93,428	17,937	111,365	2,057	382	2,439	0	0	0	91,371	17,555	108,926
7	91,371	17,555	108,926	1,920	372	2,292	0	0	0	89,451	17,183	106,634

(2) 瀬戸会館

所 在 地 瀬戸町7番30号

☎ 41-5859

沿 革 昭和33年4月1日に開館。地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行っている。

現施設は、昭和49年4月1日オープンし、昭和56年3月と昭和62年3月に増築、平成25年2月に女子トイレ増築。

敷地面積 2,257.56㎡
構 造 鉄筋コンクリート造2階建
建物面積 634.42㎡
利用状況 12,450人(令和7年度)

5 戸 籍 ・ 住 民

(1) 各種登録の状況

(R 8. 3. 31 現在)

区分			年度	令和 3	4	5	6	7
戸 籍		本 籍 数 (件)		56,038	55,458	54,948	54,464	54,037
		本 籍 人 口 (人)		130,137	128,498	126,897	125,338	123,880
住 民 基 本 台 帳	日 本 人	世 帯 数 (世帯)		56,557	56,354	56,076	55,795	55,444
		人 口 (人)	男	55,363	54,779	54,045	53,302	52,452
			女	59,531	58,667	57,831	56,922	56,067
			計	114,894	113,446	111,876	110,224	108,519
	外 国 人	世 帯 数 (世帯)		1,050	1,301	1,452	1,617	1,620
		人 口 (人)	男	557	686	760	882	940
			女	601	754	830	911	1,076
			計	1,158	1,440	1,590	1,793	2,016
印 鑑 登 録 (件)				77,075	76,312	75,781	75,073	74,476

注：外国人住民の世帯数には日本人と外国人で構成される複数国籍世帯(令和3年度175、4年度179、5年度183、6年度181、7年度189)を含む。

(2) 各種届出受理件数

ア 住民基本台帳関係

(単位：件)

区分	年度	令和 3	4	5	6	7
転 入		1,937	2,513	2,187	2,299	2,456
うち海外転入		31	260	336	299	415
転 出		1,676	1,932	1,889	1,871	2,311
うち海外転出		152	226	200	191	255
転 居		2,803	3,109	2,664	2,807	2,685
世 帯 変 更		1,242	1,361	1,332	1,397	1,292
計		7,658	8,915	8,072	8,374	8,744

注：転入・転出は、世帯全部転入、世帯全部転出のみ

イ 戸籍関係

(単位：件)

区分	年度	令和 3	4	5	6	7
出 生		1,034	1,000	912	910	835
死 亡		2,016	2,270	2,036	2,193	2,057
婚 姻		1,038	1,047	994	1,043	1,027
離 婚		263	271	276	306	286
養子縁組		80	103	78	78	94
養子離縁		27	35	24	35	32
認 知		20	15	16	24	7
転 籍		404	401	353	303	341
入 籍		210	195	217	224	182
分 籍		20	22	22	24	26
訂正・更正		84	61	68	94	75
そ の 他		179	201	193	253	228
計		5,375	5,621	5,189	5,487	5,190

(3) 謄本・抄本・証明等取扱件数及び手数料

区 分 \ 年 度	令和 5			6			7		
	取扱件数		手数料	取扱件数		手数料	取扱件数		手数料
	無料	有料		無料	有料		無料	有料	
戸 籍 関 係	件 13,246	件 33,630	円 19,700,050	件 14,710	件 31,608	円 18,781,750	件 14,648	件 28,179	円 16,812,950
住 民 票 関 係	10,918	50,621	15,186,300	10,441	48,709	14,612,700	8,770	46,596	13,978,800
印 鑑 証 明 書	132	25,955	7,786,500	161	26,037	7,811,100	137	24,758	7,427,400
印 鑑 登 録	4	3,012	903,600	0	2,935	880,500	0	2,868	860,400
諸 証 明 書 関 係	413	1,231	369,300	416	1,234	370,200	322	1,295	388,500
自動車臨時運行許可	0	212	159,000	0	220	165,000	0	225	168,750
船 員 法 関 係	1,580	21	46,580	1,790	35	74,960	1,676	22	50,700
個人番号カード関係	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	26,293	114,682	44,151,330	27,518	110,778	42,696,210	25,553	103,939	39,684,500

(4) 手数料

	種 類		単位	手数料	根 拠 法 令 等	改定年月日
戸 籍	謄 ・ 抄 本	戸 籍	1 通	450円	新居浜市手数料条例第 2 条	平成12年 4 月 1 日
		除 籍	1 通	750	”	”
	記 載 事 項 証 明	戸 籍	1 件	350	”	”
		除 籍	1 件	450	”	”
	受理又は届書記載事項証明 又は届書等情報内容証明		1 通	350	”	令和 6 年 3 月 1 日
	戸籍電子証明書提供用 識 別 符 号 通 知 書		1 件	400	”	”
	除籍電子証明書提供用 識 別 符 号 通 知 書		1 件	700	”	”
住 民 票	写 し（全 部 ・ 一 部 ）		1 通	300	”	平成10年 6 月 1 日
	閲 覧		1 件	300	”	”
	諸 証 明		1 件	300	”	”
印 鑑 証 明 手 数 料			1 通	300	”	”
印 鑑 登 録 証 交 付 手 数 料			1 枚	300	”	平成17年 4 月 1 日
船舶の航行に関する報告書の証明			1 通	2,600	”	平成14年 7 月 1 日
雇入契約のない船長の就退職等の証明			1 通	870	”	”
船 員 手 帳 記 載 事 項 の 証 明			1 通	870	”	”
船 員 手 帳 の 交 付 又 は 書 換 え			1 件	1,950	”	平成16年 4 月 1 日
船 員 手 帳 の 訂 正			1 件	430	”	平成14年 7 月 1 日
個人番号カードの再交付(通常発行分)			1 枚	800	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条の2	平成28年 1 月 1 日
個人番号カードの再交付(特急発行分)			1 枚	1,800	”	令和 6 年10月30日
公 的 個 人 認 証 サ ー ビ ス 手 数 料			1 件	200	電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第67条第 1 項第 1 号、同項第 5 号	平成28年 1 月 1 日

(5) 法律・行政相談

法律相談……昭和59年度から弁護士による相談業務を開催。開催日は毎週水曜日を原則

行政相談……相談員4名で毎月2回第1・第3木曜日を原則に相談業務を開催

(6) おくやみコーナー

平成31年3月15日から死亡に伴う諸手続をサポート
(単位：件)

区分 \ 年度	令和5	6	7
対応件数	972	1,057	1,052

(7) 個人番号カード

(単位：枚)

区分 \ 年度	令和2	3	4	5	6	7
交 付 枚 数	19,612	22,455	28,528	9,989	8,343	13,915
交 付 累 計 枚 数	32,551	55,006	83,534	93,523	101,866	115,781
交 付 率 (%)	27.36	46.68	71.63	81.10	89.62	104.10
更 新 枚 数	323	100	97	94	1,492	8,884
電子証明書更新枚数	4,540	922	642	893	8,120	16,600
通知カード再交付枚数	168	—	—	—	—	—
保 有 率 (%)	—	—	—	75.7	79.8	82.90

6 住 居 表 示

(1) 住居表示実施状況

(R 8. 3. 31 現在)

年 度	町 名 (丁目)	実施日	面 積	一町平均面積	町数	街区数	世帯数	人口
第 1 年度	大江町・港町・西町・泉池町・泉宮町・宮西町・中須賀町一～二丁目・西原町一～三丁目	S. 40. 5.1	m ² 1,770,000	m ² 160,000	11	94	世帯 2,422	人 4,196
第 2 年度	磯浦町・惣開町・新田町一～三丁目・王子町・星越町・前田町・北新町・江口町・河内町・西の土居町一～二丁目・滝の宮町(1～8番)	41. 5.1	7,086,000	506,000	14	185	3,960	7,585
第 3 年度	繁本町・一宮町一丁目(1～3番)・田所町・若水町一～二丁目・徳常町・新須賀町一～四丁目・菊本町一～二丁目	42. 5.1	3,021,000	251,000	12	115	2,794	4,984
第 4 年度	一宮町一丁目(4～14番)～二丁目・久保田町一～三丁目・高木町・政枝町一～三丁目・平形町・八雲町・庄内町一～六丁目・坂井町一～二丁目	43. 5.1	3,067,000	170,000	18	205	6,669	13,130
第 5 年度	宇高町一～四丁目・沢津町一～三丁目・東雲町一～二丁目・松の木町・高津町・桜木町・清水町・南小松原町	46. 5.1	2,664,000	190,000	14	180	5,242	9,986
第 6 年度	松木町・西喜光地町・松原町・坂井町三丁目・瀬戸町・寿町・星原町・上泉町・外山町・岸の上町一～二丁目・下泉町一～二丁目・城下町・喜光地町一丁目	48.11.1	3,334,000	222,000	15	194	4,770	8,649
第 7 年度	喜光地町二丁目・西泉町・西連寺町一～二丁目・篠場町・山田町・山根町・中西町・宮原町・吉岡町・中筋町一～二丁目・北内町一～四丁目・角野新田町一～三丁目・種子川町	49.10.1	3,777,000	188,000	20	254	4,715	9,440
第 8 年度	滝の宮町(9～12番)・横水町・本郷一～三丁目・中村松木一～二丁目・中萩町・土橋一～二丁目・中村一～四丁目・上原一～四丁目・御蔵町	50.10.1	3,637,000	202,000	18	223	5,916	11,566
第 9 年度	東雲町三丁目・郷一～五丁目・高田一～二丁目・田の上一～二丁目・長岩町・松神子一～三丁目・又野一～二丁目・落神町・神郷一～二丁目・清住町	52. 8.1	3,140,000	157,000	20	209	4,212	8,504
第10年度	宇高町五丁目・田の上三～四丁目・八幡一～三丁目・垣生一～六丁目・松神子四丁目	55. 5.1	2,444,000	188,000	13	161	3,649	7,580
第11年度	楠崎一～二丁目・又野三丁目・多喜浜一～六丁目・阿島一～四丁目・荷内町・黒島一～二丁目	H. 18.10.1	5,310,000	331,000	16	193	2,212	3,953
計	171 町		39,250,000	229,000	171	2,013	46,561	89,573

※ 令和 8 年 3 月 31 日現在の全市の住基人口 110,535 人、世帯数 57,253 世帯

(2) 町名変更実施状況

昭和 59 年 7 月 1 日 …… 光明寺一～二丁目、東田一～三丁目、国領一丁目、観音原町、七宝台町、立川町
(令和 8 年 3 月 31 日現在の該当住基人口 3,913 人、世帯数 1,992 世帯)

7 国 民 年 金

(1) 拠出年金

ア 年金の種類

(R8.4.1 現在)

種 類	受 け る 要 件	年 金 額
老齢基礎年金	10年以上の受給資格期間を満たした人が、65歳に達したとき支給される。 (60歳から64歳までの間に受け取る繰り上げ受給や66歳以降に受け取る繰り下げ受給も選択できる。)	$847,300 \times \frac{\text{給保付月数}}{\text{全額免除月数}} + \frac{\text{納4付分の月数}}{2/6} \times \frac{\text{納4付分の月数}}{5/8} + \frac{\text{半額納付月数}}{3/6} \times \frac{\text{納4付分の月数}}{6/8} + \frac{\text{納4付分の月数}}{7/8} \times \frac{\text{納4付分の月数}}{5/6}$ $[844,900] \times \frac{40\text{年(加入可能年数)} \times 12\text{月}}{\text{数1} \times \text{数2} \times \text{数3}}$
障害基礎年金	初診日前に国民年金加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上保険料納付済期間(免除期間を含む。)がある人が、加入中に一定の障害の状態(1・2級)になったときに支給される。	1級 1,059,125円〔1,056,125円〕 2級 847,300円〔844,900円〕
遺族基礎年金	保険料納付済期間が加入期間の $\frac{2}{3}$ 以上あるか、又は老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしている人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)のある配偶者、又は18歳未満の子(20歳未満で1・2級障害の子)に支給される。	子のある配偶者、子の受ける基本額 847,300円〔844,900円〕 子の受ける加算 1人目・2人目 各243,800円〔S31.4.2以後生まれと同じ〕 3人目以降 81,300円〔S31.4.2以後生まれと同じ〕
寡婦年金	保険料納付済期間(免除期間含む。)が10年以上ある夫が死亡したときに、婚姻期間が10年以上続いていて、夫によって生計を維持されていた妻に60歳から65歳になるまでの間支給される。	夫が受けられたであろう 老齢基礎年金の $\frac{3}{4}$
死亡一時金	保険料を3年以上納めた人が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けられないまま死亡し、その遺族が遺族基礎年金を受けられないときに支給される。	保険料納付済期間 3年以上15年未満 120,000円 15年以上20年未満 145,000円 20年以上25年未満 170,000円 25年以上30年未満 220,000円 30年以上35年未満 270,000円 35年以上 320,000円

※老齢基礎年金の年金額は、平成21年4月からは上段の係数を、平成21年3月までは下段の係数を乗じる。

※〔 〕内は昭和31年4月1日以前生まれの者の額。

イ 保険料 (R8.4.1 現在)

- ・定額保険料 1カ月 17,920円
- ・付加保険料 1カ月 400円

ウ 被保険者数

(R8.3.31 現在・単位：人)

年 度	区 分	第1号被保険者数	任 意 加 入 者	第3号被保険者数	計
令和3		10,145	164	7,238	17,547
4		9,782	165	6,821	16,768
5		9,568	166	6,487	16,221
6		9,288	154	5,946	15,388
7		9,118	147	5,586	14,851

工 支給状況

(単位：件・円)

区分 年度	旧 法 老 齡 年 金		旧 法 障 害 年 金		遺 族 基 礎 年 金		寡 婦 年 金	
	新法老齡基礎年金		新法障害基礎年金					
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
令和 2	744	258,017,767	44	38,498,725	214	162,352,290	13	5,382,587
	35,455	23,105,688,213	2,370	2,029,162,025				
3	643	223,305,232	40	34,750,050	197	148,839,210	12	4,565,469
	35,510	23,179,877,572	2,407	2,060,517,800				
4	539	186,240,758	36	31,112,000	204	150,928,920	14	5,163,815
	35,373	23,055,982,899	2,452	2,088,720,550				
5	452	158,348,177	31	27,344,700	208	156,142,372	14	4,964,353
	35,385	23,577,337,084	2,529	2,199,437,600				
6	398	143,342,856	32	29,293,200	213	165,490,911	14	5,095,487
	35,227	24,167,603,618	2,562	2,283,828,575				
7	343	127,759,738	31	29,025,500	209	166,530,100	11	3,714,712
	35,094	24,613,618,315	2,617	2,375,216,525				

8 男女共同参画

本市は、男女共同参画社会づくりを重要施策に掲げ、各種施策を積極的に推進している。平成4年3月に新居浜市女性行動計画(にはま女性プラン21)を策定し、施策の系統的進展と効果的な推進を図るため、平成4年度に女性政策課を新設するとともに、庁内に女性施策推進会議(女性団体代表者等で構成)を設置し、女性行動計画の推進について調査・研究を重ねてきた。

このような状況の下、男女共同参画意識は徐々に進んでいるが、今日、女性を取り巻く社会環境は、少子・高齢化の急速な進展をはじめ、働く女性の増加、人々の価値観やライフスタイルの多様化など、大きく変化し、男女共同参画社会の実現は、緊急かつ重要な課題となっている。

このため、平成12年4月に課名を男女共同参画課に改称、同年8月に男女共同参画都市宣言を行った。平成13年6月に新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。平成15年10月に新居浜市男女共同参画推進条例を施行し、同年10月に全国男女共同参画宣言都市サミットを本市で開催した。

平成19年4月には、市制施行70周年を記念し、広く市民から男女共同参画に関する写真及び啓発標語を募集し、同年8月の市制施行70周年記念にはま女性フォーラム'07の席上で表彰を行った。

平成23年3月に第2次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

令和3年3月に第3次新居浜市男女共同参画計画(ともにいきいき新居浜プラン21)を策定。

市民との協働により、男女共同参画社会の実現に向け、効果的な施策の推進を図っている。

令和4年4月に課名を男女参画・市民相談課に改称。

(1) 男女共同参画推進週間

毎年8月1日～7日を男女共同参画推進週間とし、市民の方々に広く男女共同参画の趣旨を周知し、男女共同参画の推進への積極的な取組が行われるよう重点的に啓発活動等を行っている。

- ・新居浜市役所、新居浜市立女性総合センター及び図書館にてロビー展の実施
- ・公民館における意識啓発のため各種事業の実施
- ・にはま女性フォーラム及び男女共同参画社会づくり講演会の開催

(2) 男女共同参画社会づくり講演会

講師：平成27年度 白井 文

「～意志決定の場に女性を～ 男女共同参画と私たちの未来」

平成28年度 村木 厚子

「～いまなぜ女性活躍か～

誰もが活躍できる社会を目指して」

平成29年度 石蔵 文信

「こころとカラダの健康は

“男女共同参画”から」

平成30年度 露の団姫

「女らしくなく 男らしくなく 自分らしく」

令和4年度 林家 花丸

「男女共同参画」前向きにまろく考える

令和5年度 山田 亮

「共感力でつなぎあう夫婦・家族・そして地域」

令和6年度 米津さち子

「“女きまろ”が伝授する笑顔が増えるユーモアコミュニケーション」

令和7年度 千金亭 値千金

「今さら聞けない男女共同参画～何のため？どんな社会に？どうやって？～」

(3) 男女共同参画に関する意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態を把握し、男女共同参画計画の策定や見直しに反映させるため、5年毎に意識調査を実施。(平成16・21・26・令和元・6年度)

(4) 女性国内派遣

平成27年度 倉敷市 4名

平成28年度 東京都 2名

平成29年度 大分市 1名

平成30年度 広島市 1名

令和元年度 大阪市 1名

令和2年度 新型コロナウイルス感染拡大により派遣中止

(5) 縁結びサポート事業

少子化の主な要因の一つである未婚化・晩婚化に対応するため、結婚を望む未婚の男女への出会いの機会を提供することにより、結婚の支援を行っている。

平成29年9月に「新居浜市縁結びサポートセンター」を新居浜市立女性総合センター内に開設し、令和7年度からは婚活相談や「愛結び」の会員登録ができる「はま恋相談会」を月2回実施している。令和7年度は、月6人程度の利用があり、43組のカップルが成立し、4組が成婚した。交流イベントは、3回開催し、男女95人が参加、20組のカップルが成立し、1組が成婚した。また、結婚サポーターを11人認定し、カップルから成婚へ向け結婚支援を行っている。

(6) 女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力撤廃の国際デー(11月25日)を含む11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間中、新居浜市立女性総合センター等にて、暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんだ啓発事業を行っている。

9 女性総合センター (ウイメンズプラザ)

女性の地位向上と社会参加を促進し、就労意識、活動意欲にこたえ、これらを助長、援助していくための総合的な活動や交流の拠点施設として平成2年開設。「健康・交流・学習」をテーマに多くの方が集い、共に学び職業生活や家庭生活に必要な情報、知識、技能の習得のほか、スポーツが楽しめ、心がふれあえる施設としている。

平成10年4月1日から財団法人新居浜市文化体育振興事業団に運営管理を委託した。

平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を公益財団法人新居浜市文化体育振興事業団に行わせている。

指定期間 令和6年4月1日～
令和11年3月31日(5年間)

所在地 庄内町四丁目4番19号
☎ 37-1700

敷地面積 5,756.85㎡
構造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 2,088.12㎡
建設事業費 6億7,883万8,000円
竣工 平成2年3月15日
駐車場拡張工事費(平成6年度)
4億8,039万6,000円

建物構造 1階 第1講習室(59.40㎡)、相談室(2部屋・29.60㎡)、談話ラウンジ・喫茶コーナー(64.85㎡)、料理実習室(85.47㎡)、図書室(69.56㎡)、託児室(28.49㎡)、事務室(39.92㎡)
2階 第2講習室(〇A実習室)(63.91㎡)、生活科学研修室(71.50㎡)、研修室(視聴覚室)・映写室(94.60㎡)、各種団体連絡室(43.74㎡)、和室(2部屋 86.13㎡)、展示コーナー(60.00㎡)、ボランティア作業室(26.74㎡)
3階 軽運動室(118.35㎡)、多目的ホール(353.40㎡)、放送室・バルコニー等(266.72㎡)

その他 駐車収容台数
自動車 145台
自転車等 70台

(1) 令和7年度主催事業概要

ア 再就職援助事業 (単位：人)

事業名	参加人員
Word & Excel 講座	166
初心者から学ぶパソコン講座	126
人前で話す事が楽しくなる！魅力ある話し方講座	9

イ 社会参加促進事業 (単位：人)

事業名	参加人員
初級英会話講座	75
ボールペン習字講座	116

ウ 生活・教養事業 (単位：人)

事業名	参加人員
超初心者のパソコン講座	54
楽しく学ぶパソコン講座	177
やさしいペン習字講座	167
パン作り講座	39
お菓子作り講座	33
PPK(ぴんぴんキラリ)体操	22

エ 子育て支援事業 (単位：人)

事業名	参加人員
親子ふれあい講座	30
親子で楽しむ手形アート講座	9

オ 健康増進事業 (単位：人)

事業名	参加人員
リズム体操講座	1,490
生きいきダンス講座	506
はつらつ健康体操講座	965
ヨーガ講座 1	1,046
ヨーガ講座 2	1,098
ピラティス講座	293
からだスッキリ！リンパケア講座	103

(2) 使用料

(単位：円)

区 分	9時から 12時まで	13時から 17時まで	17時から 22時まで	9時から 22時まで	備考
第1講習室	440	550	660	1,650	
第2A講習室 個人使用	220	330	440	990	
第2A講習室 団体使用 (6人以上)	1,430	2,150	2,860	6,440	
料理実習室	660	880	1,100	2,640	
軽運動室 個人使用	110	110	110	330	冷房使用 5割増 暖房使用 3割増
軽運動室 団体使用 (11人以上)	1,100	1,100	1,100	3,300	
多目的ホール	3,300	4,950	6,600	14,850	
生活科学研修室 (テスト室)	440	550	660	1,650	
研修室 (視聴覚室)	1,430	2,150	2,860	6,440	
和室(茶室付) (1号)	440	550	880	1,870	
和室 (2号)	440	550	880	1,870	

注：申込み時間を延長し、又は繰り上げて使用する
場合の使用料は、1時間を増すごとに現に許可
を受けた使用料の1時間当たりの額に相当する
額とする。この場合において、1時間未満の端数
が生じたときは、30分以上は1時間に切り上げ、
30分未満は切り捨てる。

(3) 利用状況

(単位：人)

年 度	令和3	4	5	6	7
利用者数	16,800	27,834	31,738	30,093	29,627

(令和7年度)

区 分 別 利 用 者				
勤 労 女 性				8,730 人
家 庭 女 性				15,100 人
そ の 他 (男 性 ・ 子 供)				5,797 人
分 類 不 明				0 人
年 齢 階 層 別 利 用 者				
30 歳 未 満				2,743 人
30 ～ 39 歳				1,477 人
40 ～ 49 歳				2,682 人
50 歳 以 上				22,725 人
分 類 不 明				0 人

10 人 権 擁 護

(1) 新居浜市人権尊重のまちづくり条例及び人権施策
基本方針の運用

市民一人ひとりのかけがえのない命と人権が尊重
され、安心して生き生きと暮らしていけるまちづく
りを目指して、平成19年3月に「新居浜市人権尊重の
まちづくり条例」を制定した。

この条例に基づく施策を効果的に推進するため、
平成21年3月に「新居浜市人権施策基本方針」を策定
し、平成26年3月、令和3年3月及び令和8年3月には、
これまでの取組みを継承・発展させるとともに新た
な課題にも対応するための見直しを行っている。

(2) 人権相談体制の確立

複雑・多様化している人権侵害等による被害者の
救済を図る必要があるため、市民が気軽に相談でき
るよう「人権相談窓口」を設置しており、市民から寄
せられた人権に関わるさまざまな内容の相談に対応
している。

11 防 災 対 策

全国的に風水害や地震などの自然災害が増加し、各
地で甚大な被害が発生しており、その教訓を踏まえ、災
害に強く、市民が安全で安心して暮らすことのできる
まちづくりを目指し、防災・減災体制の強化に努める。

(1) 防災計画の策定

災害対策基本法の改正をはじめ、国、県の防災計画
が修正されたことから、令和6年度に新居浜市地域防
災計画の見直しを行った。

(2) 防災無線の設置

平成23年4月より、迅速に市民に緊急情報を伝達
するために、別子山・新居浜地域が一体となった同
報系デジタル防災行政無線の運用を開始し、J-ALE
RT(全国瞬時警報システム)との接続を行うととも
に、平成25年4月より、自治会の既設放送設備と接続
し、可聴範囲の拡大を図った。

また、平成30年4月より、総務省実証事業により無
線回線の高度化及び情報伝達手段の多様化を図るた
めに防災行政無線と連動できるコミュニティFMラ
ジオ局を開局している。その他実証事業をきっかけ

に河川・潮位監視カメラ等の改良及び増設をすすめ、監視体制の強化を図っている。

さらに、令和2年4月より、消防防災合同庁舎の竣工にあわせて、災害対応や円滑な避難行動に繋げるために、防災情報システムを導入し、河川水位や避難状況などの情報を集約し、市民・関係機関との情報共有を図り、被害の未然防止と最小化の実現を進めている。

加えて、令和4年11月より、災害時等の通信手段を確保するために、I P 無線機を導入している。

(3) 防災用品の備蓄

平成27年度より各小中学校、ワクリエ新居浜、大島交流センターの計28箇所の指定避難所等で分散備蓄を行っており、令和7年度より、平成25年12月に公表された愛媛県地震被害想定調査に基づき、住まいが全壊することが想定される避難者14,680人に対する食料等を、1食分から2食分である29,360食分に5年間で増加するよう計画的に整備を進めている。

(4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

(5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安全・安心のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民と防災関係機関とが一体となり、各校区連合自治会を主体とした大規模災害発生時に役立つ地域密着型の防災訓練を実施している。

(6) 避難場所案内板等の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板を設置している。また、津波高の想定に基づいて、避難場所の見直しを行うとともに、地域の災害環境に関心をもってもらえるよう標高表示板の設置を行っている。

(7) 自主防災組織の拡充・育成強化

「自分のまちは自分たちで守る」という地域の連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進するとともに、活動内容の充実、機能の強化に向けての働きかけを積極的に推進している。

- ・全293単位自治会のうち、自主防災組織結成済
173自治会（R8.4.1現在）

(8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、令和4年度に改訂した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

(9) 新居浜市防災センターの活用

新居浜市防災センターは、市民一人ひとりが「自助」「共助」について学び、考えることにより、地域防災力を向上させることを目的として、令和2年4月にオープンした。

防災センターでは、災害から身を守り抜くことをコンセプトに、自分に関わる災害を知り、災害を疑似体験し、災害対応能力を身に付けられるよう、市民への防災教育を積極的に推進し、防災意識の向上を図っている。

(10) 国土強靱化計画の策定

「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づく新居浜市国土強靱化地域計画を令和2年度に策定した。

12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりによる安全・安心のまちづくりを推進する。

(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安全・安心のまちづくりの実現を目的として、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会を結成した。

(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度に条例を制定した。

13 交通安全対策

(1) 概要

国、県等の関係機関・団体との緊密な連携のもと、市民の交通安全意識の高揚に一層努めるとともに、交通事故のない安全で快適な新居浜市を目指して、交通安全対策を積極的に推進する。

交通安全意識の高揚策

- ・春、秋の全国交通安全運動及び年末の交通安全県民運動、高齢者交通安全運動等を実施
- ・老人クラブ、婦人会、公民館等と連携、協力し、各団体の実情に応じた交通安全出前講座を実施
- ・保育園、幼稚園、小・中学校等と協力し、児童、生徒が基本的な交通ルールを習得することを目的とした交通安全教室を実施
- ・高齢者交通安全日(毎月10日)に安全運動を実施
- ・自転車安全利用の日(毎月10日)に安全運動を実施

- ・交通安全の日(毎月20日)に安全運動を実施
- ・交通指導員の活動
- ・小・中学校児童生徒を通学時における交通事故から守る適切な誘導保護、一斉街頭指導、中・高校生の通学時自転車一斉街頭指導、自転車の夜間無灯火指導、花火大会等公的行事の交通指導等を実施

交通指導員の人員 26人(R8.6.1現在)

(2) 交通事故の状況(新居浜署管内)

区分		令和3	4	5	6	7
件数(件)		196	199	170	160	197
事故類型別	歩行者事故	21	22	23	17	23
	自転車事故	48	43	39	40	46
	車両相互	126	129	103	99	125
	その他	1	5	5	4	3
死者(人)		2	2	6	5	3
傷者(人)		215	220	183	166	212

(3) 時間帯別の事故(新居浜署管内)

区分		令和5			6			7		
		件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)	件数(件)	死者(人)	傷者(人)
時間帯別	0 ~ 2	4		4	4		5	2		3
	2 ~ 4	1	1					1		1
	4 ~ 6	2		2	5	1	4	8		8
	6 ~ 8	22		22	21		22	21		22
	8 ~ 10	21	1	21	18	3	15	25	2	24
	10 ~ 12	23		31	17		17	21	1	21
	12 ~ 14	24	3	23	15		17	24		26
	14 ~ 16	19		21	15	1	17	26		30
	16 ~ 18	27		30	26		27	30		31
	18 ~ 20	19	1		21		22	23		27
	20 ~ 22	6			11		13	14		17
	22 ~ 24	2			7		7	2		2

(4) 法令違反別交通事故(新居浜署管内)

違反別	令和 5			6			7		
	人数	死者数	傷者数	人数	死者数	傷者数	人数	死者数	傷者数
最 高 速 度									
右 側 通 行				1		1	1		1
追 い 越 し	1			1			1		
歩 行 者 妨 害	9			5			8		
通 行 妨 害 (歩 行 者)							1		
自 転 車 妨 害	1						1		
酒 酔 い	1						1		
信 号 無 視	12		1	14		2	11		1
横 断 ・ 転 回 等							1		
右 折 違 反	1			2			2		
左 折 違 反	4		1	1			2		
優 先 通 行 妨 害							2		1
交 差 点 安 全 進 行	75		44	92	1	46	102	1	52
徐 行	14		3	13		6	8		4
一 時 不 停 止	13	1	2	10		2	13		3
過 労 運 転							2		
運 転 操 作 不 適	7			6			9		2
前 方 不 注 視	40		1	34		1	47		5
動 静 不 注 視	31		16	20		16	21		10
安 全 不 確 認	31		10	40		13	47	1	9
安 全 速 度	5		4	5		1	3		2
歩 行 者 違 反	5	1	4	7	2	5	6	1	5
そ の 他 の 違 反 し	85	3	77	65	1	61	102		97

※ 人数は第1当事者及び第2当事者の計

14 環 境 政 策

(1) 環境基本計画の推進

ア 第3次環境基本計画等の推進

第1次の「環境基本計画」「環境保全行動計画」を引き継ぎ、また新たな環境問題にも対応するため、「第2次環境基本計画及び環境保全行動計画」を平成26年3月に策定した。環境基本計画は長期的な目標や施策の基本的な事項について、また環境保全行動計画は具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めており、市がめざす環境像「人と自然が共生するまち」の実現に向けて、環境施策を推進してきた。平成31年3月に中間見直しを行い、成果指標及び目標値と市、市民、事業者の取組について一部修正した。令和6年3月に「第3次環境基本計画及び環境保全行動計画」を策定し、「歴史を未来に

つなぐ あかがねのまち ゼロカーボンシティにいはま」を目指す環境像として掲げ、計画に基づき環境施策を引き続き推進していく。

イ 年次報告書

新居浜市環境基本条例第10条の規定に基づき、令和6年度の環境施策の実施状況や環境の状況を取りまとめた「にいはまの環境報告書」を作成し、公表した。

ウ にいはま環境市民会議

平成19年7月設立。市と協働で環境保全活動の推進に取り組む。令和7年度は、市の委託事業として炭焼き体験学習、自然観察体験会等を実施した。

エ Ni-EMSによる進行管理

新居浜市独自の環境マネジメントシステムNi-EMS(通称ニームス)により、省エネ活動の推進と環境関連計画の進行管理に努めている。

(2) 地球温暖化対策の推進

ア 新居浜市地球温暖化対策地域計画の推進

新居浜市の自然的・社会的特性と現状を踏まえ、市内全域から排出される温室効果ガスの排出抑制に向け、市民、事業者、行政等の各主体が地球温暖化対策の現状を正しく理解し、各々の役割に応じた取組を総合的かつ計画的に推進していくことを目的に、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」を平成25年3月に策定した。令和3年3月に改定を行い、脱炭素社会の実現に向けて、2050年度二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むこと（ゼロカーボンシティ）を表明した。令和6年3月に、上位計画である「第3次環境基本計画」の策定によって、昨今の国内外の動向を踏まえた目標や取組内容の追加修正のため、計画の一部を改訂した。

イ 新居浜市地球温暖化対策地域協議会

平成21年11月設立。市民・事業者・行政等が協働して、新居浜市における地球温暖化対策等を協議し、継続的に取り組んでいる。令和7年度は、出前講座、ロビー展、啓発チラシの配布、市政だよりへの記事の掲載などを行った。

ウ 個人向け太陽光発電設備導入支援

地球環境への負荷が少ない脱炭素社会の実現に寄与するとともに、環境保全意識の高揚を図ることを目的として、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、個人向け太陽光発電設備の導入に対して支援補助金を交付した。

令和7年度 補助件数 15件

エ 事業者向け太陽光発電設備導入支援

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、事業者向け太陽光発電設備の導入に対して支援補助金を交付した。

令和7年度 補助件数 8件

オ 公共施設高効率照明導入事業

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、市域の省エネルギー対策を促進するため、公共施設高効率照明導入事業としてLED照明器具への更新工事を実施した。

令和7年度 高津保育園調光機能付LED照明器具更新工事

カ 公共施設太陽光発電設備導入事業

国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用し、PPA方式により公共施設に太陽光発電設備を導入した。

令和7年度 本庁舎・車庫棟、滝の宮送水場

15 環 境 衛 生

(1) 予防業務

ア 狂犬病予防

狂犬病予防法により、犬の登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務付けられている。これに伴い、毎年1回、市内各所を巡回して犬の登録と集合注射を実施している。

犬の登録は生涯1回。（登録手数料3,000円、集合注射料3,100円）

また、野犬対策については、自治会等の協力により、捕獲箱を設置して捕獲に努めている。

予防状況 (単位：頭)

区分 \ 年度	令和3	4	5	6	7
予 防 接 種 数	4,187	4,244	4,301	4,571	4,423
送致数(引取り、その他)	19	11	19	16	28

イ こん虫駆除

公共発生源等で衛生害虫(蚊・ハエ)の発生が見られた場合は、調査・対応を行っている。

(2) 火葬場

ア 新居浜市斎場

新居浜市斎場は、昭和59年4月に供用を開始。斎場管理運営については、平成21年4月1日から指定管理者制度による運営体制となり、(株)フロンティアサービス四国が行っている。(期間：令和4年度～令和8年度)

施設の老朽化が進み、延命化及びバリアフリー化を目的として、令和元年から大規模改修事業を開始し、令和4年10月末に事業が完了した。

大規模改修では火葬炉更新の他、待合棟トイレ洋式化、待合室レイアウト変更、火葬棟前等の段差解消等を実施し、利用者の利便性と快適性及び安全性の向上を図った。

イ 使用料

(令和5.1.1改定)

火葬場名称	施設名称	種 別	単 位	使 用 料 (円)		摘 要
				市内居住者	市外居住者	
新 居 浜 市 斎 場	火 葬 室	12 歳 以 上	1 体	無 料	20,000	・使用者が本市の住民である場合又は死亡者が本市の住民であった場合は、市内居住者扱いとする。 ・手術肢体及び産汚物は、10キログラムを超えるときは、1キログラム増すごとに220円を加算する。
		12 歳 未 満	1 体	無 料	10,000	
		死 産 児	1 胎	無 料	4,500	
		手 術 肢 体	10キログラム以内	2,200	6,600	
		産 汚 物	10キログラム以内	2,200	6,600	
	霊 安 室	遺 体 保 管	1 回 (2 日 以 内)	1,100	3,300	
	式 場	葬 儀	1 回 (3 時 間 以 内)	5,500	16,500	
	待 合 室			2,200	6,600	

ウ 施設の概要

区 分	新居浜市斎場
所 在 地	磯浦町19番1号 ☎ 34-8163
敷 地 面 積	1万4,190.58㎡
構 造	鉄筋コンクリート造2階建
建 物 面 積	1,787.64㎡
開 設 年 月	昭和59年4月
火葬炉数(基)	火葬炉(8)
室 構 成	待合ホール、待合室(4) 式場、収骨室(2) 霊安室等
事 業 費	建設費 8億917万円 用地費 1億916万2,000円

(3) 墓地・墓園

ア 共葬墓地

所在地・面積

墓 地 名	所 在 地	面 積 (㎡)
第1真光寺墓地	中村484番地の1	24,486.00
第2真光寺墓地	中村483番地の4	3,299.00
土ヶ谷墓地	磯浦町15番	15,154.25
黒岩墓地	王子町5番	2,930.21

使用料(永代) 0.1㎡当たり 21,000円

イ 平尾墓園

平尾墓園は、市の中心部から東へ5km、市街地を見下ろす山腹の景勝地に建設したもので、緑地自然林を背景に公園化した墓園である。

昭和51年度から墓園の造成工事に着手し、昭和56年度までに第1平尾墓園として1,530区画を設置、昭和59年度、60年度に第2平尾墓園として501区画を設置した。また、第3平尾墓園として平成2年度に第1工区511区画、平成6年度に第2工区517区画、平成11年度に第3工区301区画、平成14年度に第4工区416区画の1,745区画を設置した。

平成21年6月に新規使用許可が満了したことから、第2平尾墓園内に合葬式納骨施設を設置し、平成22年度から供用を開始した。

平成29年度、令和3年度及び令和5年度に、それぞれ1体用納骨壇1基100区画(100体用)を増設し、現在500区画の納骨壇を整備している。

エ 使用状況

年度		令和3	4	5	6	7
区分						
斎 場	火 葬 室	1,706	1,888	1,750	1,901	1,773
	霊 安 室	51	34	47	39	56
	式 場	1	0	0	0	0
	待 合 室	—	487	1,495	1,561	1,435

区 分	第 1 平 尾 墓 園	第 2 平 尾 墓 園	第 3 平 尾 墓 園
所 在 地	観音原町甲894番地の1	観音原町乙106番地の2	郷乙154番地の3
敷 地 面 積 (㎡)	9,950	5,061	15,098
墓 域 面 積 (㎡)	6,415	5,061	7,305
1 区 画 面 積 (㎡)	3.3	3.3	3.3
墓所区画数(区画)	1,530	501	1,745
主 な 施 設	管理事務所・休憩所(パーゴラ他)トイレ・駐車場・給水施設・照明灯		
総 事 業 費 (千円)	252,179	86,459	507,491
永代使用料(円)	1区画 525,000		
管 理 料 (円)	1区画 1年につき 2,500		

区 分	第 2 平 尾 墓 園 合 葬 式 納 骨 施 設
所 在 地	観音原町乙106番地の2
構 造	鉄筋コンクリート造平家建
延床面積(㎡)	174.92
開 設 年 月	平成22年4月
主 な 設 備	合葬式納骨壇(1体用)5基500区画(500体分) 合葬式納骨壇(2体用)5基300区画(600体分) 合葬室10㎡ 管理人室1室 ソーラー発電設備ほか
使 用 期 間	合葬式納骨壇は最長25年間 合葬室は永代
使 用 料	合葬式納骨壇(1体用)…1年につき11,000円 合葬式納骨壇(2体用)…1年につき22,000円 合葬室…1体につき11,000円

(4) 環境保全

新居浜市は、元禄4年の別子銅山の開坑に始まり、住友各社を中心として東予新産業都市の中核の位置を占めるに至った。

産業の発展は、公害の発生、自然の破壊等の社会的な問題を招く結果となった。近年は、法体系の整備と企業努力等により、産業活動による環境汚染は改善されている反面、生活様式の多様化・高度化によって環境問題の内容も多岐にわたっている。

ア 公害対策の概要

(ア) 大気汚染監視測定体制

大気汚染の監視は、昭和42年12月に二酸化硫黄及び浮遊粉じんの測定機を設置して以来、整備を図ってきた。これらの測定結果は現在、県が設置したテレメーターシステムにより常時監視されており、ホームページで公開されている。

測定局名	高 津	泉 川	金 子	中 村
二 酸 化 硫 黄	○	●	●	●
浮 遊 粒 子 状 物 質	○	●	●	●
窒 素 酸 化 物	○	●	●	●
オ キ シ ダ ント	○	●	●	●
炭 化 水 素	●		●	
一 酸 化 炭 素				●
微 小 粒 子 状 物 質			●	●

○：新居浜市測定 ●：愛媛県測定

(イ) 水質汚濁対策

市内河川9地点について定期的に水質調査を実施している。また、環境保全協定締結事業所の工場排水について水質調査を実施している。

(ウ) 悪臭対策

悪臭の対策については、苦情発生に伴って、事業場への立入検査等を実施し、規制指導を行っている。

(エ) 騒音対策

騒音の対策については、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。また、環境騒音(一般地域及び道路に面する地域)や工場騒音の測定を実施している。

(オ) 振動対策

振動の対策については、振動規制法による各種届出書類の受理及び規制指導を行っている。

イ 年次別公害苦情処理件数 (単位：件)

種類 年度	大気	水質	騒音	振動	悪臭	土壌 地盤	その他	計
令和3	36	4	9	1	3	0	0	53
4	63	2	10	0	2	0	2	79
5	54	1	9	0	2	0	0	66
6	55	4	15	0	2	0	0	76
7	46	4	20	0	4	0	1	75

ウ 環境保全協定

地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図るため、新居浜市と企業との間に環境保全協定を締結している。現在の協定の締結状況は次のとおりである。

協定締結年月日	協定締結企業(組合)名
昭和45年12月28日	住友金属鉱山株式会社東予製錬所
昭和51年11月20日	新居浜工業団地協同組合
昭和52年 2月 8日	協同組合新居浜重機械工業団地
平成21年11月 4日	住友金属鉱山株式会社
"	住友化学株式会社
"	住友重機械工業株式会社
"	住友共同電力株式会社
"	日本エイアンドエル株式会社
"	日本キッチン株式会社
"	住友重機械ハイマテックス株式会社

16 生 活 環 境

(1) し尿処理

ア 収集方法

一般家庭のし尿収集は、市域を区分して、令和7年度は、許可業者3業者と委託業者2業者により収集をした。

令和7年度委託料 13,105,422円

イ 収集状況 (令和7年度)

区 分	委託業者	許 可 業 者		計
	し尿	し尿	浄化汚泥	
収集量 (kl)	265	11,160	14,431	25,856
車 両 (台)	208	7,026	4,993	12,227

ウ 処理手数料

し尿処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

(令和6.4.1改定)

区 分	適 用 範 囲	料 金 (円)
し尿処理	従量制 し尿の収集、運搬	18リットルにつき 253
		18リットルに満たない端数につき 126

エ 浄化槽設置整備事業

生活雑排水が河川の水質汚染の原因の中でも大きなウエイトを占めていることが指摘されている。

そこで、し尿と生活雑排水をまとめて各家庭で処理できる合併処理浄化槽の設置整備事業を昭和63年度から行っている。

令和7年度補助設置基数 19基

総事業費 12,644,000円

令和7年度までの補助事業設置累計は2,281基となっている。

(2) ごみ処理

ア 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

ごみ処理については、第六次長期総合計画において、ごみの発生抑制と資源循環の推進、適正かつ安定的なごみ処理体制の確立等を目標として定めているが、その長期計画をさらに具体化し、計画的・総合的なごみ処理行政を推進していくための計画で、平成4年3月に策定され、平成9年3月、平成15年3月、平成23年11月、令和3年3月及び令和8年3月に見直しを行った。

イ 収集の方法

昭和30年から家庭ごみの収集を開始したが、当時は可燃物と不燃物の2分別であった。ごみ質の変化等に伴い昭和53年から不燃物について破碎と埋立の2分別とし、また昭和59年には「乾電池」を有害ごみとして分別収集を開始した。

平成2年10月からは耐久消費財の増加により、大型ごみの2分別収集(破碎・埋立)を開始し、これにより6種分別となり種別ごとに曜日を決めた収集体制とした。

平成6年4月からごみの減量化・資源化を図るため「新6種分別」(燃やすごみ、資源ごみ(びん・缶)、プラスチックごみ、雑ごみ、有害ごみ、大型ごみ)へ移行し、12月から完全実施とした。

新6種分別を推進し、分別の徹底と適正な処理のために平成10年4月から、ごみ袋の透明・白色半透明化を導入し、7月から全市一斉に実施した。

平成13年度から、大型ごみをステーション方式から戸別収集方式に変更した。

平成18年度からリサイクルを進め、埋立ごみを減らすため、古紙類、ペットボトル、小型破碎ごみの3つの新しい区別を加えた9種分別を実施した。

平成21年10月からは、新9種分別(燃やすごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶、有害ごみ、ペットボトル、古紙類、不燃ごみ、大型ごみ)を実施し、現在は、平成28年10月から布類を区分し、10種分別により収集している。

なお、収集業務は全て業者に委託している。

また、独居高齢者等で、ごみ出しが困難な世帯への戸別収集(ふれあい収集)を平成21年から実施している。

ウ ごみ量

(単位：t)

区分 年度	収 集 量 (パトロール車の収集は含まない。)											直 接 搬入量
	燃やす ごみ	プラスチック 製容器包装	びん	缶	古紙類	布類	ペット ボトル	有害ごみ	不燃ごみ	大型ごみ	合 計	
令和 2	19,946	1,074	634	218	1,453	46	223	37	347	448	24,426	20,139
3	19,736	1,052	736	218	1,428	39	224	38	340	511	24,322	19,026
4	19,466	1,003	659	188	1,429	41	228	35	391	508	23,948	19,064
5	18,658	992	632	180	1,275	29	223	35	333	166	22,523	16,015
6	17,675	956	557	184	1,213	32	220	34	324	168	21,363	15,334
7	17,331	893	527	167	1,103	31	211	37	287	165	20,752	15,123

注：合計量は、各項目を端数処理したものの単純合計。

エ 収集業者の状況（令和8年4月～）

	市内(大島・別子山地区を除く)		大 島 地 区		別 子 山 地 区	
燃 や す ご み	7 業者	機械車 (2t 積) 11台	1 業者	小型ダンプ車 (0.7t 積) 1台	1 業者	ダンプ車 (2t積) 1台
プ ラ ス チ ッ ク 製 容 器 包 装	3 業者	機械車 (2t 積) 3台				
びん・缶・有害ごみ	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 4台				
古 紙 類	3 業者	ダンプ車 (2t 積) 3台				
不 燃 ご み ・ 布 類	1 業者	ダンプ車 (2t 積) 1台				
ペ ッ ト ボ ト ル	1 業者	機械車 (2t 積) 1台 軽四貨物車 1台				
大 型 ご み	2 業者	ダンプ車 (2t 積) 2台 軽四貨物車 1台				
ふ れ あ い 収 集	1 業者 (車輛は収集先・収集 件数により適宜対応)					

注：令和7年度委託料 3億1,858万8,905円

オ 処理手数料

市の収集計画によって収集される一般家庭のごみについては、収集・運搬の手数料は無料としている。施設への直接搬入ごみ、戸別収集の大型ごみ、動物の死体、し尿及び産業廃棄物の処理手数料については、次の表により算定した額を手数料として徴収している。

一般廃棄物処理手数料

種 別	区 分	金 額
ご み	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基 本 手 数 料 1 回につき 500円
		加算額手数料 50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円
犬猫等の死体	市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	1 体につき 300円
大 型 ご み	市が収集、運搬及び処分をするとき。	1 点につき 200円
し 尿	市が収集及び運搬をするとき。	18リットルにつき 253円
		18リットルに満たない端数につき 126円

備考

- 「大型ごみ」とは、一般廃棄物処理計画に規定する大型ごみをいう。
- 搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

産業廃棄物処理手数料

区 分		金 額
市長が種類その他処分に関する事項を定めて告示したものを市の施設に搬入し、市が処分をするとき。	基本手数料	1回につき500円
	加算額手数料	50キログラムを超える10キログラムまでごとに100円

備考

搬入したごみが50キログラムを超える場合の手数料の額は、基本手数料に加算額手数料を加算して得た額とする。

カ 資源ごみ持ち去り禁止

ごみステーションに排出された、資源ごみ(古紙、びん、缶、ペットボトル等)を無断で持ち去る行為が各地で発生したことに対応し、新居浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正した。(平成21年10月1日施行)

キ 資源ごみ集団回収の推進

平成2年10月から、ごみの資源化・減量化の推進を目的として資源ごみの回収活動を行っている自治会や学校PTA等の市民団体に回収量に応じた奨励金を交付して、その活動を奨励する「資源ごみ集団回収推進事業」を実施している。

令和7年度 154団体
資源回収量 747,070kg
奨励金額 2,988,280円

ク 家庭における生ごみ減量の推進

ごみの総排出量の多くを占める生ごみを減量するため、平成3年度からコンポスト、平成7年度から密閉式容器、平成12年度から電気式生ごみ処理機を設置する者に対し、補助金を交付している。

令和7年度 コンポスト 20基
密閉式容器 12基
電気式生ごみ処理機 17基
補助金額 404,400円

また、平成22年度からは、家庭で比較的取り組みやすい段ボールコンポストについて、にいはま環境市民会議と協働し、堆肥化講習会や講演会を実施するなどして、家庭における生ごみ堆肥化の普及に取り組んでいる。

令和7年度 段ボールコンポスト(基材) 282個
講習会開催回数 11回

ケ レジ袋無料配布中止

ごみの減量、CO₂排出抑制を目的に「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を設置し、平成21年3月27日には市内スーパーマーケット6事業者(19店舗)、市民団体3団体、新居浜商工会議所及び新居浜市が協定を締結し、同年6月1日から「レジ袋無料配布中止」をスタートした。(現在7事業者21店舗)

コ ごみの減量・3Rの推進

平成23年度から、不用となった衣類及び廃食用油の拠点回収を行っている。衣類はウエス等に、廃食用油はバイオディーゼル燃料としてリサイクルされる。

また、家庭から出る不用品を有効活用させるた

めに「不用品伝言板」を設置し、市民間でのリユースを促している。

サ 市民一斉清掃

新居浜市環境美化推進協議会(各種団体・事業所110団体)を中心に昭和62年から市民の美化意識の向上を図ることを目的に道路、公園等公共の場所の清掃等の環境美化運動を実施している。

シ 「きれいなまち新居浜をみんなでつくる」条例

新居浜市、市民、事業者及び占有者等が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止し、空き缶等の回収及び再資源化を促進するための措置を講じることにより、地域環境の美化及び資源の有効利用を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的に制定した。(平成14年4月1日施行)

ス 新居浜市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、市民の快適な生活環境の維持を図り、良好な都市環境の形成に資することを目的として制定した。(平成14年4月1日施行)

セ 不法投棄対策

道路や河川等の公共の場への不法投棄対策として、定期的なパトロールを行うとともに、警告看板及び不法投棄の多発地点市内10か所に監視カメラを設置している。

ソ にいはま3Rネットワーク

リユース、リサイクルに取り組む幅広い民間事業者と連携を図った「にいはま3Rネットワーク」を構築し、民間資源化ルートへの誘導の強化を図る取組みを令和4年度から開始。資源ごみ店頭回収やリユースに取り組む事業者、資源再生事業者などを対象に、取り扱い品目などの情報を一元的に整理し、「何を、どこに持って行けばいいか」の見える化を図っている。また令和6年に食品ロス部門を設けた。

登録事業者(令和7年度)

スーパー、ホームセンター	21店舗
資源再生事業者	7事業者
リサイクル・リユースショップ	5店舗
食品ロス	3事業者
その他	2店舗

17 環 境 施 設

(1) 清掃センター

昭和53年4月から供用を開始した旧清掃センターは、法律等の改正や施設の老朽化により、新たに施設の建設が必要になり、平成12年から3か年の継続事業として建設し、平成15年3月から供用を開始した。

また、焼却施設においては平成27年度から3か年継続事業として、基幹的設備改良工事を実施し、令和14年度までの15年間の延命化を図っている。粗大ごみ処理施設においては令和6年度から2か年継続事業として基幹的設備改良工事を実施し、令和22年度までの15年間の延命化を図っている。

ア 施設概要

所在地	観音原町乙122番地の1 ☎ 41-4225
敷地面積	約28,000㎡
完成	平成15年3月
総事業費	約124億円
建設工事費	110億400万円
延床面積	ごみ焼却施設……12,813㎡ 粗大ごみ処理施設…2,881㎡ 管理棟……………1,804㎡

(ア) ごみ焼却施設

処理能力	201トン/日 (67トン/日×3炉)
焼却炉形式	全連続燃焼式焼却炉・ストーカ炉
余熱利用設備	発電設備 ・蒸気タービン及び発電機 (定格出力：1,950kW) ・場内冷暖房及び給湯、売電
排ガス処理設備	ばいじん……バグフィルタ 硫酸化物……消石灰噴霧 塩化水素……消石灰噴霧 窒素酸化物……脱硝触媒塔 ダイオキシン類…活性炭噴霧

(イ) 粗大ごみ処理施設

処理能力	40トン/日(5時間)
破碎型式	前処理破碎……せん断回転式 粗大ごみ破碎……衝撃回転式
回収物	鉄、アルミ、可燃物、不燃物

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和7年度委託料 3億3,860万2,000円

ウ 運転状況 (令和7年度)

区分	運転時間 (h)	処理量 (t)
1号炉	4,101.0	9,768.51
2号炉	4,021.5	9,268.68
3号炉	4,496.5	10,594.41
計	12,619.0	29,631.60
衝撃破碎機	153.6	2,001.55
せん断破碎機	437.3	406.73

エ 資源化状況 (令和7年度)

品名	資源化量
ダンボール	1.17 t
新聞紙	2.45 t
雑誌	2.39 t
破碎鉄	251.70 t
破碎アルミ	25.93 t
鉄プレス	2.17 t
コード・ケーブル類	10.06 t
鉄スクラップ	21.63 t
計	317.50 t

オ 発電・売電状況 (令和7年度)

総発電量	10,327,970 kWh
電力使用量	7,977,029 kWh
うち自家発電量	6,197,455 kWh
うち買電量	1,779,574 kWh
売電量	4,130,515 kWh

(2) リサイクル推進施設

リサイクル推進施設は、プラスチック製ごみ・ペットボトル(令和4年4月移転新設)・資源ごみ(缶)・不燃ごみ処理施設と資源ごみ(びん)保管施設等から成り平成21年10月から供用を開始した。また、令和6年度から2か年継続事業として基幹的設備改良工事を実施し、令和22年度までの15年間の延命化を図っている。

ア 施設概要

所在地	観音原町乙122番地の1 ☎ 41-4225
-----	---------------------------

完成	平成21年9月
総事業費	約5億7,000万円
延床面積	リサイクル棟……1,848.10㎡ ストックヤード……435㎡
処理能力	プラスチックごみ処理施設 6.4 t/日(5h) 資源ごみ(缶)処理施設 2.0 t/日(5h) 不燃ごみ処理施設 4.9 t/日(5h) 資源ごみ(びん)処理施設 6.2 t/日 ペットボトル処理施設 1.2 t/日(5h)

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和7年度委託料 1億190万4,000円

ウ 運転状況 (令和7年度)

施設名	稼働時間(h)	処理量(t)
プラスチックごみ処理施設	1,251.3	893.00
資源ごみ(缶)処理施設	868.0	167.19
資源ごみ(びん)処理施設	—	544.53
不燃ごみ処理施設	802.7	292.46
ペットボトル資源化施設	612.7	211.13

エ 資源化状況 (令和7年度)

品名	資源化量(t)
スチール缶プレス	83.65
アルミ缶プレス	92.68
白色カレット	223.78
茶色カレット	218.52
その他色カレット	102.23
ペットボトル	202.15
プラスチック製容器包装	622.22
使用済乾電池・蛍光灯	34.16
使用済小型電子機器	227.50
計	1,806.89

(3) 最終処分場

平成17年度から3か年の継続事業で菊本町に最終処分場を建設し、平成20年4月から埋立てを開始した。(ただし、護岸建設工事は、平成12年度から実施)

ア 施設概要

所在地	菊本町二丁目817番2地先 ☎ 37-5300
事業費	約82億円 (護岸建設工事等を含む。)
完成	平成20年3月
埋立面積	24,000 m ²
埋立容量	363,116 m ³
浸出水処理方法	公共下水道へ放流
埋立方式	水中投棄方式

イ 運営状況

管理部門と運転部門に分け、管理部門は直営、運転部門は民間会社に委託

令和7年度委託料 2,640万円

ウ 処理状況

年度	令和4	5	6	7
処理量(t)	5,776	4,692	4,408	4,767